

介護予防支援及び
介護予防ケアマネジメント
重要事項説明書

ピンちゃん元気！ 介護予防



介護予防マスコットキャラクター
ピンちゃん・シャンちゃん

前橋市地域包括支援センター永明

あなたに説明する重要事項は以下のとおりです。

1. 事業所の概要

事業所名	マエバシシ チイキホウカツシエンセンターエイメイ 前橋市地域包括支援センター永明	
管理者の役職	(センター長) 猿山 政代	(管理者) 深町 梨恵
事業所の所在地	〒 379-2154 前橋市天川大島町三丁目 705	
代表電話番号/FAX 番号	TEL 027-290-2880	FAX 027-290-2881
介護保険の指定番号	1000100063	
指定年月日	H21年4月1日	

2. 事業の目的と運営方針

目的	利用者が、介護予防に資する保健医療サービスまたは福祉サービスの適切な利用等をできるよう、介護予防サービス・支援計画書(介護予防ケアマネジメント結果等記録表)の作成等を行います。
運営方針	(1) 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮します。 (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。 (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。 (4) 前橋市、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組等との連携に努めます。 (5) 前橋市地域包括支援センター運営協議会で適当と認めた指定居宅介護支援事業者へ介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの一部を委託します。 (6) 介護予防サービス・支援計画書(ケアマネジメント結果等記録表)の作成にあたって利用者は、複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等につき十分説明を行います。

3. 職員の体制に関する事項

所属する担当職員の 人数・構成	保健師等の人数	1人以上
	主任介護支援専門員等の人数	1人以上
	社会福祉士等の人数	1人以上
	その他の職員の人数	1人以上

4. サービスの内容等に関する事項

営業時間 (窓口対応可能時間)	月～金曜	8:30～17:30
	休日	土・日・国民の祝日・年末年始
サービス提供地域	前橋市永明圏域(前橋市日常生活圏域による)	
損害賠償保険について	前橋市地域包括支援センター永明(以下、「事業者」とする)の責任により生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を考慮して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。	
苦情・相談対応窓口の 名称・連絡先・対応時間	事業所に設置された 苦情・相談対応窓口	管理者 深 町 梨 恵
		連絡先電話番号 (027-290-2880)
	行政機関に設置された 苦情・相談対応窓口	名 称 前橋市福祉部長寿包括ケア課
		連絡先電話番号 (027-224-1111)
	国保連苦情・相談対応 窓口(介護サービス苦 情相談窓口)	名 称 群馬県国民健康保険団体連合会
		連絡先電話番号 (027-290-1323)
	その他苦情受付機関	名 称 群馬県社会福祉協議会
		連絡先電話番号 (027-255-6669)
事故発生時の対応	担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には速やかに管理者、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、前橋市に報告します。	

【 重要事項説明書 別紙 】

料 金

- ◆当事業者が提供する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントAに対する料金規定は下表のとおりです。

料金項目	単位数	1単位当たりの単価	料 金
① 介護予防支援(Ⅰ) 及び 介護予防ケアマネジメントA	442単位	× 10. 21円	4, 512円
② 初回加算	300単位		3, 063円
③ 委託連携加算	300単位		3, 063円

- ・初回利用月は、①+②で7, 575円、2か月目以降の利用月は、4, 512円
- ・地域包括支援センターから委託を受けて、情報連携を行った場合については、初利用月に3, 063円を加算します。

- ◆当事業者が提供する介護予防ケアマネジメントB及びCに対する料金規定は下表のとおりです。

料金項目	単位数	1単位当たりの単価	料 金
① 簡略化した 介護予防ケアマネジメントB	342単位	× 10. 21円	3, 491円
② 初回のみの 介護予防ケアマネジメントC	342単位		3, 491円
③ 初回加算	300単位		3, 063円
④ 委託連携加算	300単位		3, 063円

- ・介護予防ケアマネジメントBについて
初回利用月は、①+③で 6, 554円、2か月目以降の利用月は、3, 491円
- ・介護予防ケアマネジメントCについて
初回利用月は、②+③で 6, 554円、それ以降は3, 491円
- ・地域包括支援センターから委託を受けて、情報連携を行った場合については、初利用月に3, 063円を加算します。

- ・ただし介護保険法等関係法令の改正により、利用料の改定が必要になった場合には、契約締結後においても、改定後の金額に変更となることがあります。

- ・要支援認定を受けられた方及び、基本チェックリストの結果で事業対象者となった方は、介護保険制度から全額給付されるため、自己負担はありません。

介護予防サービス等についてのご説明

前橋市地域包括支援センター永明が、利用する方に提供するサービスは、次のとおりです。

1. 提供するサービス

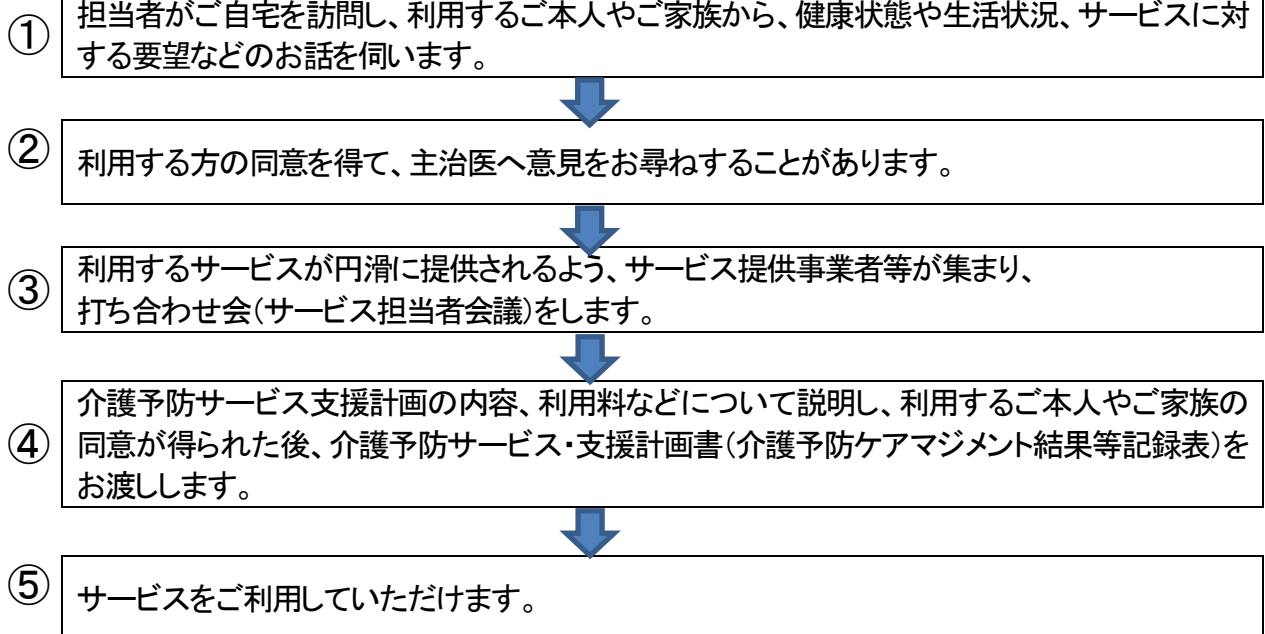
- 1) 介護予防サービス・支援計画書(介護予防ケアマネジメント結果等記録表)作成
- 2) 居宅サービス事業者との契約締結に関する必要な援助
- 3) 関連事業者等の連絡調整
- 4) 給付管理票の作成・提出
- 5) サービス提供の効果判定

2. サービス提供の目的

サービスの提供にあたっては、利用する方の要支援状態の軽減もしくは、悪化の防止につながるよう、適切にサービス提供します。

3. 介護予防サービス・支援計画書(介護予防ケアマネジメント結果等記録表)の作成から、サービスをご利用いただくまでの手順は次の通りです。

《 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントA 》



《 介護予防ケアマネジメントB・C 》

- ① 担当者がご自宅を訪問し、利用するご本人やご家族から、健康状態や生活状況、サービスに対する要望などのお話を伺います。

- ② 利用する方の同意を得て、主治医へ意見をお尋ねすることがあります。

- ③ 介護予防サービス支援計画の内容、利用料などについて説明し、利用するご本人やご家族の同意が得られた後、介護予防サービス・支援計画書(介護予防ケアマネジメント結果等記録表)をお渡しします。

- ④ サービスをご利用していただけます。

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント

個人情報使用同意書

私の個人情報の利用については、下記により必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用目的

- (1) サービスの提供を受けるに当たって、担当職員とサービス事業者及び関係機関等との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合
- (2) 上記(1)ほか、居宅介護支援事業所又は、サービス事業所及び関係機関等との連絡調整のために必要な場合
- (3) 現にサービスの提供を受けている場合で、私が体調等を崩し又は、ケガ等で病院へ行ったときで医師・看護師等に説明する場合

2. 使用する個人情報

- (1) 介護保険認定情報(認定結果、認定調査票、主治医意見書、認定審査会意見)または、基本チェックリスト情報
- (2) 利用者基本情報
- (3) アセスメント
- (4) 経過記録
- (5) 介護予防サービス・支援計画書(介護予防ケアマネジメント結果等記録表)
- (6) サービス利用結果

3. 個人情報を提供する事業所等

- (1) 介護予防サービス・支援計画書(介護予防ケアマネジメント結果等記録表)に掲載されているサービス事業所、関係機関、関係者
- (2) 受託した居宅介護支援事業所
- (3) 病院又は診療所(体調を崩し又はケガ等で診療することとなった場合)

4. 使用する期間

サービスの提供を受けている期間

5. 使用する条件

- (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払う。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。

介護予防支援事業所 運営規定

地域包括支援センター永明

介護予防支援事業所運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による介護予防支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために介護予防支援事業所(以下「事業所」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 事業所の職員は、要支援状態等になった利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう配慮するとともに、利用者の心身の状況、その置かれている環境などに応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設等との綿密な連携を図るとともに、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立な業務に努めるものとする。

(事業所の名称及び位置)

第3条 事業所の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 前橋市地域包括支援センター永明
- (2) 位置 前橋市天川大島町三丁目705番地

(開所日及び開所時間)

第4条 事業所の開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

- (1) 開所日 月曜日から金曜日まで。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日を除く。
- (2) 開所時間 午前8時30分から午後5時30分まで

(職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に管理者1人を置き、事業所の従業者の管理、指定介護予防支援の利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従事者に事業所運営に必要な指揮命令を行う。

2 事業所に社会福祉士等1人以上、保健師等1人以上、主任介護支援専門員等1人以上を置き、介護予防サービス計画の介護予防作成及び指定サービス事業者等との連絡調整等の介護予防支援サービスの提供に当たる。

3 事業所に兼務の事務職員1人を置き、管理者の指示に従い、必要な事務を行う。

(介護予防支援の提供方法及び内容)

第6条 介護予防支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) 相談体制

事業所内において、利用者からの相談に適切に対応する。

(2) 介護予防サービス計画の作成

介護予防サービス計画を作成するに当たっては、利用者又は家族に説明し、文書等により同意を得るものとする。

(3) サービス担当者会議

介護予防サービス計画原案に対し、専門的な見地から意見を求めるため、当該計画原案に位置付けた指定介護予防サービス事業者等の担当者を招集して行うサービス担当者会議を開催するものとする。

(4) 居宅訪問

介護予防サービス計画作成に当たり、利用者の置かれている環境の評価や現に抱えている問題を把握するため、居宅訪問による面接調査を行うとともに、当該計画作成後においても、介護予防サービス計画の実施状況等を把握し、サービス計画の変更など、利用者等が求めるサービスが適切に提供されるよう居宅訪問等の方法による支援を行うものとする。

(5) その他

利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うために必要と認められるサービスの提供を行うものとする。

(利用料等)

第7条 利用料は、厚生労働省告示により定める介護報酬額とする。

ただし、当該介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用料は、徴収しないものとする。

2 事業の実施に要する職員の交通費は、利用者から徴収しないものとする。

(事業の実施地域)

第8条 事業の実施地域は、前橋市永明圏域（前橋市日常生活圏域）とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(運営についての留意事項)

第10条 管理者は、職員の資質の向上を図るための研修の機会を設けるとともに、業務体制を整備に努めるものとする。

2 職員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密に関する事項は、これを保持しなければならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、事業所の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年11月1日から施行する。

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

この規程は、平成26年12月14日から施行する。
この規程は、平成27年4月1日から施行する。
この規程は、平成28年2月12日から施行する。
この規程は、平成28年7月1日から施行する。
この規程は、平成28年11月1日から施行する。
この規程は、平成29年4月1日から施行する。
この規程は、平成30年1月1日から施行する。
この規程は、平成30年2月1日から施行する。
この規程は、平成30年3月1日から施行する。
この規程は、平成30年7月1日から施行する。
この規程は、令和元年8月1日から施行する。
この規程は、令和2年5月1日から施行する。
この規程は、令和2年6月1日から施行する。
この規程は、令和2年6月23日から施行する。
この規程は、令和3年4月1日から施行する。
この規程は、令和3年6月1日から施行する。
この規程は、令和3年8月1日から施行する。
この規程は、令和4年4月1日から施行する。
この規程は、令和4年5月1日から施行する。
この規程は、令和6年4月1日から施行する。